

令和6年2月5日  
総務部人事課

## 世田谷区職員定数条例の一部改正について

### 1 主旨

職員定数に関する定義を整備するとともに、新たな定義に基づき職員定数を改定するため、令和6年第1回区議会定例会に世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例を提案する。

### 2 改正内容

#### (1) 職員定数に関する定義の整備(第2条)

現行条例においては「平常的な業務に必要な常勤職員の数の上限」を「職員定数」としているが、この中には育児休業中の職員や臨時的・暫定的に配置している職員などが含まれておらず、職員数の管理上分かりづらいことから、条例に定める「職員定数」の定義を「派遣中の職員等を除く常勤職員の任用数(実人数)の上限」とし、より明確で分かりやすく見直す。

#### (2) 定義に基づく職員定数の設定(第3条)

第2条の定義に基づき各部局等の職員定数の上限を定める。

(単位:人)

部局等	現行 (平常的な業務に必要な 常勤職員の数の上限)	改定後 (常勤職員の実人数の上限)
区長	4,176	5,314
議会	26	27
教育委員会	358	380
学校	330	240
選挙管理委員会	22	24
監査委員	10	12
農業委員会	3	3
計	4,925	6,000

(参考)令和5年4月1日時点の常勤職員の実人数:5,514人

### 3 条例改正のスケジュール

令和6年2月 令和6年第1回区議会定例会  
企画総務委員会(議案審査)  
4月1日 条例施行

## (参考) 今後の職員数管理の考え方

## (1) 常勤職員

5,514人	5,900人
--------	--------

条例で定める上限人数(6,000人)に100人分の幅を持たせた「5,900人」の範囲内において、次のように職員数の増員を行う。

職員の勤務環境改善のための増員	職員の過度の超過勤務の解消 男性職員の長期間の育児休業取得を積極的に推奨するなど職員の子育て・育児環境の改善 職員の介護休業の取得環境の改善	+150人
常勤職員を配置できていなかった職場への常勤職員の配置	常勤職員を配置できずに会計年度任用職員等を配置していた職場への常勤職員の配置	+150人
今後の業務量の増加への対応	業務の見直しやDXの推進などにより増員は必要最小限とする。ただし、常勤職員のマンパワーを必要とする重要施策には重点的に人員を配置する。	+86人
条例における上限数との間に調整弁となる枠の確保	100人分については、災害の発生や国策などによる急遽の業務の発生などに対応するための予備的な数値として確保し、運用上の上限としては5,900人を目安とする。	(100人)

## (2) 会計年度任用職員

4,123人	3,523人
--------	--------

職員の総人数に占める会計年度任用職員の割合(令和4年度約43%)が23区の平均値(同約37%)以下となるよう、次のように職員数の削減を行う。

内規による上限人数の設定	常勤職員の条例上の上限人数(6,000人)に対して、会計年度任用職員の人数割合が約37%となる3,523人を中長期の目標人数として設定する。 (令和5年度の4,123人に対し600人の減員)
人員削減の手法	退職があった場合に新規採用による補充を行わない方法により段階的に人数を削減する。 常勤職員を配置できずに会計年度任用職員等を配置していた職場での常勤職員への置換え(200人) 新たな行政経営への移行実現プランによる業務手法の見直し(200人) 移行実現プラン後の継続的な見直し(200人)

## 世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">世田谷区職員定数条例</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第3項の規定に基づき、職員の定数を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p><u>第2条 この条例において、「職員」とは、<u>区長の部局</u>、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の<u>事務局</u>並びに教育委員会の所管に属する学校(以下「各部局等」という。)に<u>勤務する常勤</u>の地方公務員(副区長、教育長並びに地方自治法第252条の17第1項の規定により、他の地方公共団体に派遣した者(被災地に派遣した者を除く。))及び他の地方公共団体から派遣された者(警視庁又は東京消防庁から派遣された者を除く。))をいう。</u></p> <p><u>2 この条例において、「定数」とは、任用数の上限をいう。</u></p> <p>(職員の定数)</p> <p><u>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>区長の部局 5,314人</u></p> <p>(2) <u>議会の事務局 27人</u></p> <p>(3) <u>教育委員会の事務局 380人</u></p> <p>(4) <u>教育委員会の所管に属する学校 240人</u></p> <p>(5) <u>選挙管理委員会の事務局 24人</u></p> <p>(6) <u>監査委員の事務局 12人</u></p> <p>(7) <u>農業委員会の事務局 3人</u></p> <p>合計 <u>6,000人</u></p>	<p style="text-align: center;">世田谷区職員定数条例</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局並びに教育委員会の所管に属する学校に常時勤務する地方公務員(副区長及び教育長を除く。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 区長の事務局の職員 4,176人</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 26人</p> <p>(3) 教育委員会の事務局の職員 358人</p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員 330人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務局の職員 22人</p> <p>(6) 監査委員の事務局の職員 10人</p> <p>(7) 農業委員会の事務局の職員 3人</p> <p>合計 4,925人</p> <p>2 派遣、事務従事、退職、育児休業、大学院修学休業、公務災害休</p>

改正後	改正前
<p>( 職員の定数の管理 )</p> <p>第 4 条 <u>各部局等内に配置する職員の数は、前条各号</u>に掲げる定数の範囲内において、それぞれ任命権者がこれを定める。</p> <p><u>附 則 ( 令和 6 年 3 月 日 条例 第 号 )</u> <u>この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>業、配偶者同行休業、結核休養、6 月以上の職務免除及び併任の場合の職員は、これを定数外とする。</p> <p>3 休職、育児休業、公務災害休業及び結核休養の職員が復職した場合は、1 年間を限り、これを定数外とすることができる。</p> <p>( 職員の定数の管理 )</p> <p>第 3 条 前条第 1 項各号に掲げる各部局内における職員の定数は、同項各号に掲げる定数の範囲内において、それぞれ任命権者がこれを定める。</p>